

学生生活支援体制（北海道科学大学短期大学部）

1. 健康相談

定期健康診断を毎年4月に実施し全学生が受診しています。健康診断で問題が見つかった場合は、指定学校医で受診し、適切な指導・治療を受けられる体制になっています。

また、学期始めのガイダンス時では、喫煙を防ぐための防煙教育、過度な飲酒によるアルコールの害、自動車や自転車の交通マナーについて、注意喚起しています。

学内の講義棟（A棟）に医務室を設置し、怪我や急な体調不良に対応しています。また、毎月第3水曜日、第2・4木曜日に学校医による健康相談日を設け、病気や身体的な悩み等、健康に関する学生の相談に応じています。

医療機関で治療を受ける学生への経済的支援を目的として、北海道科学大学独自の互助組織である「学生医療互助会」が運営されており、全学生が加入し、会員を代表する学生と教職員により組織された「運営委員会」が運営にあたっています。「学生医療互助会」では、学生が学内外、時間を問わず疾病や不慮の事故等により医療機関にかかった際、健康保険適用範囲内における医療費の給付、後遺障害を被った場合の見舞金の給付、死亡に至った場合の弔慰金の給付を行っています。

2. 心的支援

心的な問題を抱える学生のための相談室として、専門のカウンセラーを配する学生相談室を講義棟（A棟）に設置し（休業期間を除く平日の10：30～17：00）、電話、電子メール、郵便等、学生が利用しやすい方法で相談を受け付けています。精神的理由から身体的病症を併発し医務室を訪れる学生も増加傾向にあり、医務室、あるいは各種相談に応じているクラス担任と連携を取りつつ、対人関係から学業まで幅広く学生の悩みに対応しています。

セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等の人権問題には、「人権委員会」が窓口となって対応しています。新入生ガイダンスにおいて、ハラスメント等の被害に遭ったときの対処方法、「人権委員会」による支援体制について説明しています。また、相談窓口について記した本学独自のパンフレットを作成・配架し、本学ホームページ上では、ハラスメントガイドラインを公開し、ハラスメントの予防や啓発に努めています。